

○神栖市ネーミングライツ事業実施要項

令和8年5月18日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、事業者に対し、市が所有する公共施設等（以下「施設等」という。）に係るネーミングライツを付与することにより、施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、自主財源の確保等を図るために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人又は法人以外の団体をいう。
- (2) ネーミングライツ 事業者が、施設等に愛称を付与する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを付与された事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市が、ネーミングライツパートナーから命名権料を得る事業をいう。
- (5) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。
- (6) 命名権料 ネーミングライツの対価として、ネーミングライツパートナーが市に支払う金銭及び施設等で利用可能な物品の納入、役務の提供等をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業の選定対象となる施設等（以下「選定施設等」という。）は、スポーツ施設、文化施設、公園その他施設等又は当該施設等の一部とする。ただし、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は、対象外とする。
- 3 選定施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と当該指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。
- 4 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、積極的に愛称を使用するものとする。ただし、条例等に規定する施設等の名称（以下「正式名称」という。）

については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく正式名称を使用するものとする。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に違反している事業者
- (2) 市税等（国税、都道府県税及び市区町村税をいう。以下同じ。）を滞納している事業者
- (3) 神栖市暴力団排除条例（平成24年神栖市条例第14号）第2条第1号から第3号までに規定する者がその構成員に含まれる事業者（これらの者が実質的に関与している事業者を含む。）
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行っている事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む事業者（当該営業に類する事業を営むものを含む。）
- (6) 消費者金融業を営む事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている事業者
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされている事業者
- (11) その他市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認める事業者（愛称）

第5条 愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題等の主義又は主張にあたるもの
- (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 他の場所を連想させるもの
- (9) 個人の氏名を広告するもの
- (10) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) その他市長が愛称として適当でないと認めるもの

2 次条の規定による付与期間内において、愛称の変更は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更できるものとする。

3 愛称の表示は、正式名称と併記するものとする。

4 既にネーミングライツ事業によらない名称（正式名称を除く。以下「既存愛称」という。）が付いている施設等に愛称を付与する場合は、既存愛称を含めるものとする。

（付与期間）

第6条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を別に設定することができる。

（命名権料）

第7条 命名権料は、年度単位での金額を設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ネーミングライツの導入時期が年度の中途からとなる場合は、月割りにより命名権料を算定するものとする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 命名権料には、消費税及び地方消費税を含めるものとする。

（費用負担）

第8条 ネーミングライツの導入に係る市とネーミングライツパートナーの費用負担は、別表のとおりとする。

（募集）

第9条 市長は、ネーミングライツパートナーの募集を、原則として公募で行うものとする。

2 前項の公募をする際は、市ホームページ、広報紙等への掲載により広く募集するものとする。ただし、施設等の運営形態その他の事由により公募によることが適当ではないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 募集方法、命名権料の最低希望価格、選定方法その他必要な事項については、対象となる施設等ごとに募集要領で定めるものとする。

（応募の申請）

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募事業者」という。）は、神栖市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 神栖市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書（様式第2号）

(2) 事業者の概要を記載した書類

(3) 地域貢献等の実績及び今後の計画

(4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(5) 事業者の登記事項証明書

(6) 最新の事業計画書

(7) 直近の1事業年度分の決算報告書及び事業報告書

(8) 市税等に滞納がないことを証明する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

（審査会）

第11条 前条の規定による応募に係る審査を行うため、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、総務部長及び行政経営主管課長並びに当該施設等を所管する部長及び課長等のほか必要な職員をもって充てる。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部長を、副委員長には行政経営主管課長をもって充てる。

4 委員長は、審査会の事務を総理し、審査会の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、やむを得ない事由により審査会を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

7 審査会は、市長からの要請により、委員長が招集する。

8 審査会の庶務は、行政経営主管課において処理する。

9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

10 委員長は、特別の事情があると認めるときは、審査会の開催に代えて、書面により審査を行うことができるものとする。

11 審査会終了後、委員長は、市長及び副市長に、審査会の結果を報告するものとする。

（決定及び通知）

第12条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、優先候補者及び第2次以降の候補者を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、応募事業者に対し、その結果を神栖市ネーミングライツ候補者決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（契約の締結）

第13条 市長は、前条の規定により決定した優先候補者との間で、契約内容についての協議を行い、ネーミングライツパートナー契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 市長は、前項の協議の結果、契約の締結に至らなかったときは、次点候補者と協議を行うことができる。この場合において、協議及び契約の締結については、前項の規定を準用する。

3 市長は、契約の締結及び施設等の愛称を市ホームページ、広報紙等で公表するものとする。

（命名権料の納入等）

第14条 ネーミングライツパートナーは、神栖市財務規則（昭和58年神栖町規則第1号）に定める納入通知書により、各年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、納入方法、納入額、納入時期等を別に定めることができるものとする。

（契約の解除）

第15条 市長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (4) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (5) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、神栖市ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第4号）により、ネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合であって、前条の規定により命名権料が既に納入されているときは、市長はこれを返還しないものとする。

（契約の更新）

第16条 市長は、契約期間満了までに当該施設等のネーミングライツ事業に関する終了、継続又は新規受付のいずれかとするか判断するものとし、継続をするときは、当該ネーミングライツパートナーは、次回の契約について、優先的に交渉することができるものとする。ただし、公募により市にとって明らかに有利な条件が提示される可

能性が高い場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

(指定管理者との兼務)

第17条 指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合における命名権料は、指定管理業務に係る管理運営経費に含めないものとする。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

費用負担の区分	市	ネーミングライツ パートナー
既存の看板、案内表示、道路案内標識等の表示の変更及び原状回復に係る費用		○
ネーミングライツパートナーからの要望による看板、案内表示、道路案内標識等（以下「新設看板等」という。）の設置及び原状回復に係る費用		○
新設看板等の維持管理（修繕を含む。）に係る費用		○
新設看板等を起因とした損害賠償に係る費用		○
愛称の変更に係る費用		○
契約解除（現状回復を含む。）に係る費用		○
市が作成するパンフレット等の印刷物及び市ホームページの更新に係る費用	○	

年 月 日

神栖市長 様

所在地：

名称：

代表者名：

神栖市ネーミングライツ事業応募申請書

神栖市ネーミングライツ事業実施要項第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

対象施設等の名称			
フリガナ		フリガナ	
愛称 (英語表記)		略称	
愛称の理由			
命名権料	年 額	円 (消費税及び地方消費税を除く。)	
	期間合計	円	
ネーミングライツ 付与希望期間	年 月 日から		年 月 日まで (年間)
応募の動機			
付帯提案			
連絡先	担当者		
	部署・役職		
	TEL		
	E-mail		

年 月 日

神栖市長 様

所在地：

名称：

代表者名：

神栖市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書

下記事項のいずれにも該当しない事業者であることを誓約いたします。
これらが、事実と相違することが判明した場合は、神栖市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

記

- 1 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している事業者
- 2 市税等（国税、都道府県税及び市区町村税をいう。）を滞納している事業者
- 3 神栖市暴力団排除条例（平成24年神栖市条例第14号）第2条第1号から第3号までに規定する者がその構成員に含まれる事業者（これらの者が実質的に関与している事業者を含む。）
- 4 政治性又は宗教性のある事業を行っている事業者
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む事業者（当該営業に類する事業を営むものを含む。）
- 6 消費者金融業を営む事業者
- 7 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- 8 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている事業者
- 10 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされている事業者

様

神栖市長

神栖市ネーミングライツ候補者決定通知書

年 月 日付けで申請のあったネーミングライツ事業への応募について、神栖市ネーミングライツ事業実施要項第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対象施設等の名称	
愛 称	
審査結果	<input type="checkbox"/> 優先候補者とする。
	<input type="checkbox"/> 第 次候補者とする。
	<input type="checkbox"/> 候補者としなない。
備 考	

※本書は、ネーミングライツ事業応募申請に対する候補者の決定を通知するものであり、ネーミングライツパートナーを決定するものではありません。

様

神栖市長

神栖市ネーミングライツ事業契約解除通知書

貴事業者に係るネーミングライツ事業については、次の理由により契約を解除しますので、神栖市ネーミングライツ事業実施要項第15条第2項の規定により通知します。
なお、既に納入された命名権料については、同条第3項の規定により返還しません。
また、契約解除（現状回復を含む。）に係る費用は、同要項第8条の規定によりネーミングライツパートナーの負担とします。

対象施設等の名称	
契約解除の理由	